

第5章

計画の推進

1 周知

小田原市食育推進計画を推進していくためには、市民が計画の内容を理解し参加していただくことが大切です。

本計画で記載した「生産からつながる食育の推進イメージ」「ライフステージに応じた食育の推進」など、市民が食育をより身近に感じられるよう、広報紙やホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・活用等多くの機会を通じて周知し、市民の食育に対する意識を高めていきます。

2 推進体制

本計画は、すべての市民を対象とするものであり、総合的かつ計画的に推進するために、市の関係部署だけでなく様々な分野の関係者間で連携を図り、それぞれの特性を活かしてまちぐるみで食育に取り組んでいくことが重要です。

家庭はもちろん、学校、幼稚園・保育所等、地域、職域、生産・流通・販売等の関係機関、地域活動団体等が協働し、食育を推進していきます。

3 進行管理

本計画に基づく食育の取組状況や目標値については、食育推進のための関係団体による連絡会や庁内連絡会においてその内容の検討並びに評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

そのため、計画の進捗状況や社会情勢の変化や国の動向等によっては、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととします。



参考資料

1 小田原市食育推進計画策定検討委員会規則

(平成 28 年 4 月 27 日)

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市食育推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小田原市食育推進計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 神奈川県職員
- (4) 市立小学校及び中学校の校長
- (5) 本市の区域内に存する保育所の長
- (6) 食育の推進に関する活動を行っている団体の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募市民
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 小田原市食育推進計画策定検討委員会委員名簿

| 氏名（50音順・敬称略） | 区分 | 団体名等 | 備考 |
|--------------|-------|----------------|------|
| 飯野 幸子 | 公募市民 | 一般市民 | |
| 稲葉 佳代子 | 学識経験者 | 小田原短期大学 | 委員長 |
| 遠藤 徳之 | 団体推薦 | 社団法人小田原医師会 | 副委員長 |
| 大賀 奏美 | 行政職員 | 神奈川県小田原保健福祉事務所 | |
| 柏木 勢 | 団体推薦 | 社団法人小田原歯科医師会 | |
| 小谷 カツエ | 団体推薦 | 小田原市保育会 | |
| 佐久間 圭子 | 団体推薦 | 小田原市食生活改善推進団体 | |
| 佐宗 俊久 | 団体推薦 | 小田原市小学校長会 | |
| 鈴木 明 | 団体推薦 | かながわ西湘農業協同組合 | |
| 高橋 征人 | 団体推薦 | 小田原市漁業協同組合 | |
| 西田 紗依 | 公募市民 | 一般市民 | |
| 松本 ひとみ | 団体推薦 | 小田原市中学校長会 | |
| 安野 兼司 | 公募市民 | 一般市民 | |

3 計画策定までの経過

| 日時 | 策定経過 |
|--|--|
| 平成 28 年 5月 25 日～ 平成 28 年 6月 13 日 | 「食と健康」に関するアンケート調査の実施 調査対象 : 小田原市在住の 20 歳以上を無作為抽出 配布数 : 2,000 通 有効回答数: 798 通 有効回答率: 39.9% |
| 平成 28 年 8月 4日 | 第 1 回食育推進のための庁内連絡会 ・今年度の年間計画について ・食育推進計画策定検討委員会について ・第 2 回食育推進団体連絡会の開催について |
| 平成 28 年 8月 25 日 | 第 1 回小田原市食育推進計画策定検討委員会 ・小田原市食育推進計画策定検討委員会について ・小田原市の食育に関わる事業の取組状況について ・市民アンケート集計結果について ・小田原市食育推進計画の新計画の構成・骨子(案)について |
| 平成 28 年 10月 11 日 | 第 2 回食育推進のための庁内連絡会 ・第 2 期小田原市食育推進計画(案)について |
| 平成 28 年 10月 27 日 | 第 2 回小田原市食育推進計画策定検討委員会 ・第 2 期小田原市食育推進計画(案)について |
| 平成 28 年 12月 15 日～ 平成 29 年 1月 13 日 | 第 2 期小田原市食育推進計画(素案)に対する市民意見の募集 (パブリックコメント)の実施 意見数 18 件 意見提出者数 4 人 |
| 平成 29 年 1月 20 日 | 第 3 回食育推進のための庁内連絡会 ・パブリックコメントへの対応について ・第 2 期小田原市食育推進計画(素案)の修正事項について ・第 2 期小田原市食育推進計画概要版について |
| 平成 29 年 2月 2日 | 第 3 回小田原市食育推進計画策定検討委員会 ・第 2 期小田原市食育推進計画(素案)のパブリックコメント実施結果について ・第 2 期小田原市食育推進計画(素案)に対する修正事項について |

4 第2期小田原市食育推進計画（素案）に対する市民意見の募集（パブリックコメント）の結果

| 内 容 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|----|------------------|----|---------------|----|---------------|----|--------------------|----|---------------|----|
| 意見募集期間 | 平成28年12月15日から平成29年1月13日 | | | | | | | | | | | | |
| 意見の件数 | 18件 | | | | | | | | | | | | |
| 意見提出者数 | 4人 | | | | | | | | | | | | |
| 内容別の意見件数 | <table> <tbody> <tr> <td>(1)基本理念に関すること</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(2)計画の視点に関すること</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>(3)基本目標に関すること</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>(4)計画指標に関すること</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>(5)食育推進の取り組みに関すること</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>(6)救急医療に関すること</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> | (1)基本理念に関すること | 1件 | (2)計画の視点に関すること | 2件 | (3)基本目標に関すること | 7件 | (4)計画指標に関すること | 1件 | (5)食育推進の取り組みに関すること | 6件 | (6)救急医療に関すること | 1件 |
| (1)基本理念に関すること | 1件 | | | | | | | | | | | | |
| (2)計画の視点に関すること | 2件 | | | | | | | | | | | | |
| (3)基本目標に関すること | 7件 | | | | | | | | | | | | |
| (4)計画指標に関すること | 1件 | | | | | | | | | | | | |
| (5)食育推進の取り組みに関すること | 6件 | | | | | | | | | | | | |
| (6)救急医療に関すること | 1件 | | | | | | | | | | | | |
| 意見の考慮の結果 | <table> <tbody> <tr> <td>意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>今後の検討のために参考とするもの</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>その他（質問など）</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 3件 | 今後の検討のために参考とするもの | 9件 | その他（質問など） | 6件 | | | | | | |
| 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 3件 | | | | | | | | | | | | |
| 今後の検討のために参考とするもの | 9件 | | | | | | | | | | | | |
| その他（質問など） | 6件 | | | | | | | | | | | | |

5 用語集

○栄養教諭

平成17年4月に制度が開始された栄養教諭は、各学校における指導体制の要として食育の推進において重要な役割を担います。

○おだわらっ子の約束

家庭、地域、学校等が一体となって、教育の行き届いたまちを目指す「小田原市教育都市宣言」の理想の実現を図るものです。みんなでともに守っていききたいルール、子どもたちに身につけて欲しいことなどを「おだわらっ子の約束」という「ことば」にして、地域ぐるみで子どもの健全育成が進められるようにしています。

○共食（きょうしょく）

一人で食事をするのではなく、誰かと食事を共にすること。家族や友人が食卓を囲んでともに食事をとりながらコミュニケーションを図ることです。

○虚弱化

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害や要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態のことです。

○健康おだわら普及員

健康おだわら普及員は、地域を活動の拠点に、自ら健康を守り育て、地域に根ざした健康づくり運動が展開できるように地域の核となり、行政と共に市民の健康づくりの発展と向上を目的に活動しています。

○健康寿命

健康上の問題がない状態で精神的、身体的に制限されることなく日常生活を送ることができる期間のことです。

○孤食

ひとりで食事を摂ること。家族がいても一人で食事を摂ることです。

○食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成17年7月15日に施行されています。

○食育推進基本計画

食育基本法に基づいて平成18年3月31日に策定されたもので、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めています。計画期間は平成18年度から22年度までの5年間としています。

○食育月間・食育の日

毎年6月は食育月間、毎月 19 日は食育の日です。国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るためのものです。「食育推進基本計画」により定められました。

○食事バランスガイド

1日に「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考になるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したものです。

○食生活改善推進員（ヘルスマイト）

「私達の健康は私達の手で」をスローガンとする、食を通じたボランティア組織であり、市町で実施している養成講座を修了した者で構成し、平成23年4月現在、全国で約 17 万人が活動しています。平成6年に食生活改善推進員の愛称を「ヘルスマイト」と決めました。

小田原市食生活改善推進団体は、小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町の1市3町で構成される六彩会としても活動の場を広げています。

○食品ロス

食品がまだ食べられる状態で捨てられることです。

○食みらいかながわプラン

神奈川県食育推進計画の愛称のことです。

○生活習慣病

生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えています。その多くは、不健全な生活の積み重ねによって内臓脂肪型肥満となり、これが原因となって引き起こされるものですが、これは個人が日常生活の中での適度な運動、バランスのとれた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。

○低栄養

栄養バランスが不均衡な状態であるエネルギーとたんぱく質が欠乏し、健康な体を維持するために必要な栄養素が足りない状態のことです。

○特定健診・特定保健指導

平成 20 年4月より始まった 40 歳～74 歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度です。正式には「特定健康診査・特定保健指導」といいますが、一般には「メタボ健診」といわれています。

○ライフステージ

人生の誕生から臨終までのライフ・サイクルをステージ（段階）に分割したものです。人の生涯を例えば、少年期・青年期・壮年期などに区切ったそれぞれの段階を指します。